



あ ん ど う と し ひ ろ
安 藤 利 博
議会報告 第 18 号
令和 7 年 9 月

発行人 安藤利博
〒709-0721 赤磐市桜が丘東 4-4-695
TEL・FAX 086-995-3714
携帯番号 090-7137-6605
E-mail qqjiteki5963@gmail.com (ホームページ) (LINE)



新拠点整備計画調査に関する「百条委員会」を設置

9月議会の最終日に、新拠点開発に係るこれまでの経緯を調査するための「百条委員会」の設立が9名の議員の連名で発議され、10対7で可決されました。

河本・岩田地区の新拠点整備事業は昨年12月の都市計画変更承認を受けて、開発業者が岡山県に開発申請を行っていましたが、8月27日に岡山県から承認されました。

今後は、開発業者による土地の買収、造成工事に移ります。更にはこの場所への進出企業への売り渡しに入ります。今名前が挙がっているのはナカシマホールディングと、コストコホールセールジャパンですが、これら両社には私も円満に進出してほしいと思っています。

これまで新拠点の民間ゾーンについては民・民の話だとして市長から議会に対しては一切説明がありませんでした。それが昨年9月議会で突如市長自らが「トップセールス」を行っていたと表明されました。

私は当初から、この様な赤磐市の重大事業は民間に任せるのではなく、赤磐市の「土地開発公社」が土地を取得、造成して進出希望企業を選定すべきだと思っていましたが、私が議員になったときには民間で行う方向性は決まっていました。



新拠点開発の話が具体的に持ち上がった令和2年から昨年9月までがどのような経緯であったのか、今の開発業者がどのようないきさつで決まったのかが全く不明です。

そこで、市議会議長から執行部に対して情報開示請求を行い、これまでの交渉記録が産業建設常任委員会に開示されました(但し、秘密会とされ外部への漏えいは禁止されています)。開示文書を見ての私の疑問点です。

1. 令和2年から数十回を超える面談記録の大部分が、日付だけで内容が開示されていない。
2. 巨額の買収、造成費用が必要な事業に何故1企業だけが最初から交渉しているのか。
3. 関係土地を残らず(虫食い状態でなく)買収、造成できるのか。
4. 造成後には都市計画、地区計画通りに売却されるのか。

私はこれまでのいきさつにやましいことが無かったことを祈りつつ、これらの疑問点を明らかにするのが市民に対する議会の使命だと思い、百条委員会の設置に賛成しました。

図らずも百条委員会の副委員長を受けることになりました。責任重大です。

桜が丘中央市有地の有効活用

桜が丘中央の市有地約 6,600 m²は赤磐市から大和ハウスへ交換を持ち掛けて取得した土地です。その土地が所得後 8 年以上も放置されたままで“死有地”になっています（相手方の大和ハウスは殆どの土地を分譲し、住宅も建設済みです）。

私は今まで何度も利用計画を立てるように促してきましたが、担当部署の地域整備推進室に全くその動きはありません（新拠点への取組と比べようありません）。

そのような中で「桜が丘交番」の建設が始まりました。交番建設は桜が丘住民の願いなので有難いことではありますが、議会の承認事項ではないとはいえ、議会には場所選定等について何の説明もありません。

桜が丘中央の全体計画の中で交番場所が決まるのならともかく、交番だけが先に決まってしまえば全体計画を立てる上で大きな制約条件となります。順序が全く逆です。

市長は就任後大和ハウスとも話をしたということですが、どの様な活用を考えるか具体的なプランはまだ持ち合わせていないようです。

地権者は今では大和ハウスだけになり再開発計画を立てられる時期に来ています。大和ハウスと協議し再開発計画を立てよう促しました。その際、赤磐市の財政を考えて真に必要な施設に限るべきだと釘を刺しておきました。それぞれの立場からいろんな意見が出ていますが、全部聞いては赤磐市の財政が持ちません。

児童館：児童館が必要な時間帯は放課後や休業日です。この時間には学校の教室は使われていません。少し工夫して、学校を開放すれば新たに児童館を建設する必要はありません。

<社会教育法第 44 条>

学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

公民館：確かに桜が丘いきいき交流センターはフル稼働の状態で、市民活動の場が不足しています。多目的ホールを備えた市民会館を建てれば、それに併設される控室などを市民活動の場として活用できます。

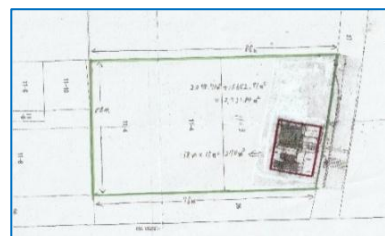
また、廃店舗には現在タイガーロープをめぐらし立ち入り禁止としているが、廃店舗を活用するなら早急に補修、修繕を、一旦取り壊すのであれば早く取り壊すよう大和ハウスに要請するよう迫りました。今の状態は大和ハウスの企業イメージを損なうだけです。担当部長は適切に対応するよう働きかけるという答弁でした。今後に対応状況については質問していきます。



建設中の桜が丘交番



ロープをめぐらし「立入禁止」の廃店舗



交番配置図

赤線…交番予定地
緑線…赤磐市所有地

行政計画について

6月議会に「事務事業評価結果のインターネットによる一般公開依頼に関する請願」が出されました。結果は「趣旨採択」でした。

この採択結果をどの様に受け止めているかを質しました。部長は、「少しでも市民に分かりやすい公表内容になるよう、今後も見直しを行う」と答弁されました。

現在の公表方法の問題点は次の三点です。

- ① 一次評価結果は件数のみ ② 二次評価結果は事業名と、評価結果のみ
- ③ 二次評価は新規事業のみで、既存事業はすべて一次評価にとどまっている

まず、①に関しては、件数のみでは担当課が把握している取組状況、課題、今後の方向性等は不明です。公開の意味を成しません。②は事業名だけでは具体的にどのような事業をするのかは不明、結果も承認か継続検討かであまり意味を成しません。一番の問題点は③です。現在赤磐市の事業は354件あります。勿論これを全部二次評価したのでは時間の無駄です。そのうち「現状維持」が300件ですが、その他の「拡充」「改善・統合」「休止・廃止」等は課長止まりではなく、副市長を会長とする事務事業評価委員会で評価しなければ次年度の予算編成はできないはずです*。

*赤磐市事務事業評価に関する規定（抜粋）

第3条 各課長等は、所掌する事務事業を把握するため事務事業把握シートを作成し、個々の事務事業について、事務事業評価シートを用いて客観的な一次評価を行い、毎年定められた日までに財政課長に提出するものとする

第4条 事務事業評価にあたり、評価シートの認定及び改善指示等を行うため、赤磐市事務事業評価委員会を設置する。

第5条 財政課長は、各課長等から提出された評価シートの内容等を精査、調整のうえ、評価委員会に諮り、その評価結果について、市長の承認を得た後に、二次評価結果として各課長等に通知するものとする。

第6条 各課長等は、前条の規定による通知に基づいた予算要求を行う。

2 財政課長は、前条の規定による二次評価結果を勘案し、適正な予算編成を行うものとする。

その前に市民が見たいのは一次評価をした「事務事業評価シート」です。部長は2,000を超えるから市民目線で非常に分かりにくい、理解しづらいので今の形にしているとの答弁です。

余計な気遣いで、見たい人が見えるようにしていただければそれで済む話です。市民から情報開示請求があれば、その都度資料をコピーしなければならず大変な事務負担になります。評価シートをホームページに公表しておけばそれで解決です。

部長からは一応「今後は市民により分かりやすい形式など見直しを続ける」と答弁いただきました。

今回の質問を「行政評価」としたのは、赤磐市の計画は作っただけでPDCAサイクルが回っていないことを取り上げる意図です。行政評価を行っている計画は51件中何件かとの質問に、部長は16件あるとの答弁です。では残りの36件は行っていないことになります。再答弁では、各所属で見直して、PDCAサイクルが機能するよう努力すると言われました。

赤磐市のホームページから「事務事業評価」を検索してみてください。「事務事業評価結果一覧」という同じ表題の資料が並んで出てきます。一体何年度の評価が開いてみないと全くわかりません。順番も年度順かと思えばバラバラです。赤磐市の職員が誰一人これを見ていない証拠です。見ていればおかしいことに誰でもすぐに気づくはずです。

見る人のために思えば、少なくとも資料の作成年月日を記入し、掲載日順に並べるべきです（私のホームページでさえそのように掲載しています）。

6月議会一般質問のその後について

6月議会で質問した、桜が丘のため池周辺の整備については、現段階では場所は決めていないということです。町内会等から具体的に要望を出すのが早道かと思います。

また、公園に放置されていた自動車については、一般質問後にやっと移動してくれました。放置自動車の処理に関する条例まであるのに、移動するだけに1年以上も時間がかかるのでは、せっかく移動してくれても有難味は少しも起きません。



(公園に放置されていた自動車。移動後、保管期限を書いた告知板が掲示されています)

決算審査特別委員会より

赤磐市の財政は厳しいといいつつ、多額の収納すべき市税や使用料が収納されずに収入未済になっています。特に住宅使用料は異常な額に上っています。

これには監査委員も審査意見書で「従来の滞納整理の取組については見直しが必要と考える。将来の不能欠損を防ぐためにも、適正な債権管理を徹底されたい。」と異例の厳しい意見を付けています。

$$\text{市税収入未済率} = \frac{\text{収入未済額 } 161,515}{\text{調定額 } 4,972,654} = 3.2\%$$

(収入未済額：滞納額)

(調定額：収納すべき金額)

$$\text{住宅使用料収入未済率} = \frac{\text{収入未済額 } 50,306}{\text{調定額 } 71,862} = 70.0\%$$

7年度の決算までには半年しかありませんが、来年の決算でどの様に改善されたか見届けます。

「ジェノサイド条約の批准を求める請願」を趣旨採択

6月議会では同趣旨のこの請願は不採択とされました。今回は趣旨採択になりました。私は赤磐市の平和都市宣言を読み上げて賛成討論しました。本来は採択して当たり前の請願ですが、不採択よりはましと判断して趣旨採択になりました。

「桜が丘ショッピングセンター跡地の利活用」 「熊山花火大会再開」を求める発議に反対討論

この両発議は、内容以前に議会ルールを無視した発議であり、私は反対討論しました。議会は委員会中心主義であり、この様な発議は特定の議員からではなく、所管の常任委員会から出されるのが筋です。当然賛成少数で発議は否決されました。

9月議会の最終日(9月30日)は、総務常任委員長報告、ジェノサイド条約請願賛成討論、議員発議3件への賛成・反対討論と5回も登壇して発言するという、今までにない忙しい日でした。

請願、発議への討論内容はこの紙面では書ききれませんでしたので、是非赤磐市のホームページから赤磐市議会の議会中継をご覧になり、発言内容をご確認ください。